

## 新城市創業支援等事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、創業等による雇用の創出及び産業の活性化に資することを目的として、計画的な創業を図る事業者に対して市の予算の範囲内で交付する新城市創業支援等事業補助金（以下「補助金」という。）について、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「創業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という）第2条第28項第1号および第2号に規定する創業をする者をいう。

2 「第二創業者」とは、既に事業を営んでいる個人若しくは法人の後継者が先代から事業を引き継いだ場合に、現在行っている事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、日本標準産業分類の中分類において、当該事業と異なる分野に進出する者をいう。

3 「創業の日」とは、法人の場合にあっては会社設立の日、個人事業者の場合にあっては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条による開業等の届出における開業日をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる創業者又は第二創業者は、別表第1に掲げる者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、新城市から証明書の交付を受けた者のうち、創業の日より起算して1年を経過していない者又は当該年度の2月末までに創業する意思がある者

イ 1年以内に事業を引き継いだ者であること又は当該年度の2月末までに事業を引き継ぐ意思がある者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者であること。

ア 市税の納税義務者であり、かつ、市内に主たる事業所を置く個人事業主又は市内に本店若しくは主たる事務所の所在地を有する法人の代表者

イ 市税の納税義務者であり、かつ、当該年度の2月末までに主たる事業所を置く個人事業主又は市内に本店若しくは主たる事務所を置く法人の代表者となる者

ウ 当該年度の2月末までに市税の納税義務者となり、かつ、当該年度の2月末までに主たる事業所を置く個人事業主又は市内に本店若しくは主たる事

務所を置く法人の代表者となる者

- (3) 新城市商工会（以下この号において「商工会」という。）の会員又は創業に伴い会員となる予定の者で、継続的に商工会の指導を受けること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第11項及び第13項に規定する事業を営む者でないこと。
- (6) 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (8) 過去にこの補助金の交付を受けていない者であること。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、販路開拓、販売促進又は雇用確保に係る事業であって、フランチャイズ契約若しくはこれらに類する契約に基づく事業でないものでなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る費用であって、別表第2に掲げるものとする。ただし、市又は国、県その他の機関が実施する補助金等の交付の対象となる経費を除く。

（補助対象期間）

第6条 前条の定める補助対象経費は、交付決定日から当該年度の2月末までに納品・設置・施工及び支払いが完了したもののみを対象とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を除く。）の2分の1以内とし、20万円を上限とする。この場合において補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、に新城市創業支援等事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（別紙1）
- (2) 補助事業に係る収支予算書（別紙2）
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し（第二創業者は不要）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助事業を実施する当該年度の1月末までに提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、補助対象者ごとに年度内1回限りとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市創業支援等事業補助金交付決定通知書(様式第2)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

(変更)

第10条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ新城市創業支援等事業補助金交付変更申請書(様式第3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。ただし、補助金交付決定額に変更がない場合を除く。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは新城市創業支援等事業補助金交付取消決定通知書(様式第4)(以下「補助金取消通知書」という。)により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、新城市創業支援等事業補助金交付変更決定通知書(様式第5)により補助事業者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新城市創業支援等事業補助金事業中止・廃止申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止をしたときは、新城市創業支援等事業補助金事業中止・廃止通知書(様式第7)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業完了後速やかに新城市創業支援等事業補助金実績報告書(様式第8)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書(別紙1)
- (2) 創業又は事業の承継を証する書類(開業届出書の写し又は法人登記事項証明書)
- (3) 新城市商工会への加入承諾書等の写し
- (4) 補助事業成果物等
- (5) 第二創業により新たな事業を始めたことを証する書類(第二創業者のみ)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市創業支援等事業補助金確定通知書(様式第9)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、新城市創業支援等事業補助金交付請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 天災、地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助金の交付の目的の達成が困難であると認めるとき。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、補助金取消通

知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項第2号から第5号の規定により補助金の交付を取り消し、補助金の返還が必要と認めるときは、新城市創業支援等事業補助金返還通知書(様式第11)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による返還の通知を受けた者は、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の要領の規定は、改正後の要領の施行の日以降になされる補助金の交付の申請について適用し、同日前になされた改正前の新城市創業支援補助事業補助金交付要領に規定に基づく補助金の交付に係る申請については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、改正後の要綱の施行の日以降になされる補助金の交付の申請について適用し、同日前になされた改正前の新城市創業支援補助事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付に係る申請については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以降になされる補助金の交付の申請について適用し、同日前になされた改正前の新城市創業支援補助事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付に係る申請については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以降になされる補助金の交付の申請について適用し、同日前になされた改正前の新城市創業支援補助事業補助

金交付要綱の規定に基づく補助金の交付に係る申請については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以降になされる補助金の交付の申請について適用し、同日前になされた改正前の新城市創業支援補助事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付に係る申請については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)</li> <li>・ 個人事業主（商工業者であること）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、歯科医師、助産師</li> <li>・ 系統出荷による収入のみの農林漁業を営む個人事業者</li> <li>・ 協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）</li> <li>・ 一般社団法人、公益社団法人</li> <li>・ 一般財団法人、公益財団法人</li> <li>・ 医療法人</li> <li>・ 宗教法人</li> <li>・ 特定非営利活動法人</li> <li>・ 学校法人</li> <li>・ 農事組合法人</li> <li>・ 社会福祉法人</li> <li>・ 任意団体 等</li> </ul>

別表第2（第5条関係）

経費区分	補助対象となる経費の一例
設備費	市内の店舗・事業所の開設・改修に伴う内外装工事費、設備工事費、機械装置・備品の購入費、空き店舗・空き家の改修に伴う廃材処分・解体費
広告宣伝費	販路開拓にかかる広告宣伝費、パンフレット制作費、その他補助対象事業の広報を目的としたもの
専門家謝金	補助対象事業実施のために支払った専門家への謝金、知的財産権等関連経費
助対象とならない経費の一例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ マーケティング調査費</li> <li>・ 消耗品費</li> <li>・ 汎用性が高く使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できないもの (パソコン、車輛、書籍、カメラ、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、エアコン、各設備・備品のリース料)</li> <li>・ 1単位あたり5万円未満のもの</li> <li>・ 第二創業者による申請のうち、新たに取組む事業と関係のない活動に係る費用</li> <li>・ その他補助対象事業と関係のない活動に係る費用</li> </ul>	